

# 無担保住宅ローン

融・23

平成27年5月7日現在

| 商品名<br>(愛称) | 無担保住宅ローン   |
|-------------|--|
| ご利用いただける方   | <ul style="list-style-type: none"><li>・年齢が満20歳以上の方。</li><li>・安定継続した勤務（営業）をしている方。</li><li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li><li>・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。</li></ul> ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・当金庫の融資条件に合致する方。</li></ul>   |
| 使いみち        | <ul style="list-style-type: none"><li>・申込人が居住している（居住予定を含む）自宅にかかる次の資金。<ul style="list-style-type: none"><li>A. 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金及びそれに伴う諸費用（資金使途が、住宅ローンの不足資金の場合は対象外となります）。</li><li>B. 当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンの借換え資金及び借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（確認書類が必要です）。<ul style="list-style-type: none"><li>※返済実績が3年以上で、借換え直前3ヵ月の返済で3営業日以上が遅延が1度もない方。</li></ul></li></ul></li><li>・対象となる自宅の条件は、申込人またはその同居家族の持家で、抵当権、根抵当権、差押等の各種登記がないもの。</li><li>・次のいずれかに該当する場合は対象外となります。<ul style="list-style-type: none"><li>A. 事業性資金</li><li>B. 支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人、自営業</li><li>C. 支払済資金</li><li>D. 上記A. のために借入れる住宅ローンの不足資金の申込み</li></ul></li></ul> |
| 融資金額        | <ul style="list-style-type: none"><li>・1,000万円以内</li><li>・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。</li></ul>  |
| 利用期間        | <ul style="list-style-type: none"><li>・3ヵ月以上20年以内</li></ul>  |
| 融資利率        | <ul style="list-style-type: none"><li>・当金庫の新長期プライムレート+0.5%の変動金利です。<ul style="list-style-type: none"><li>適用開始日は、3月1日及び9月1日時点の「新長期プライムレート」を翌月第1営業日から適用します。</li><li>ご融資後の利率については、4月1日及び10月1日時点の「新長期プライムレート」を基準として年2回見直しを行います。</li><li>4月1日は8月ご返済分から、10月1日は翌年の2月ご返済分から適用となります。</li></ul></li></ul>   |
| 返済方法        | <ul style="list-style-type: none"><li>・元利均等返済または元金均等返済（資金使途が不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金及びそれに伴う諸費用の場合のみ、6ヵ月間元金据置期間のお取扱いも可能です）。</li><li>・ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金はご融資金額の50%以内とします。</li></ul>  |
| 保証人・担保      | <ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。</li></ul>  |
| 手数料・保証料     | <ul style="list-style-type: none"><li>・手数料は融資実行手数料1,080円（税込）をいただきます。</li><li>・保証料は融資利率に含まれます。</li></ul>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>苦情処理措置・<br/>紛争解決措置</p> | <p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778 - 211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| <p>そ の 他</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問合わせください。</li> </ul>  |

## 北 群 馬 信 用 金 庫